

## 「きんしんバンキングアプリ」からの口座開設（印鑑レス口座）利用規定

この「きんしんバンキングアプリ」からの口座開設(印鑑レス口座)利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、「きんしんバンキングアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）の一機能である「口座開設サービス」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する場合等の取扱いを定めたものです。なお、本規定に定めのない事項については、「きんしんバンキングアプリ」利用規定、各種預金規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に相違がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

### 第1条 利用条件等

本サービスの利用対象者は、運転免許証をお持ちのお客さまのうち、本アプリをスマートフォンにダウンロードのうえ、本規定に同意された方とします。

### 第2条 本サービスの内容および利用

1. 本サービスにより、当金庫「普通預金」の開設手続きを行うことができます。
2. 本サービスで開設する口座（以下、「本口座」といいます。）はICキャッシュカードの発行を必須とします。
3. 次の場合は、本サービスをご利用いただくことができません。
  - (1) お客さまが個人のお客さま以外である場合
  - (2) 事業性用途の口座を開設する場合
  - (3) お客さまが日本国外に居住されている場合、またはお引越し等で住所が変わっており、住所変更のお手続きがお済みでない場合
  - (4) 勤務先等へICキャッシュカードを送付する場合（ご自宅のみの送付となります。）
  - (5) その他当金庫所定の事由が認められる場合

### 第3条 取引の開始

本アプリからの申込みによる口座は、当金庫が口座開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便にて送付したお知らせ（ご案内文）や転送不要扱いの簡易書留にて送付した通帳・ICキャッシュカード等が当金庫に返送された場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

### 第4条 印章の届出

本アプリからの申込みにより開設された口座については印章の届出を不要（以下、「印鑑レス口座」といいます。）とします。ただし、印章のお届けを要するお手続きが発生し

た場合には、別途当金庫窓口へ届け出てください。

#### **第5条 預金の預入れ、払戻し**

1. 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機（現金自動支払機を含む。）において、本口座のICキャッシュカードを利用することにより、現金の預入れ、払戻しを行うことができます。
2. 当金庫の現金自動預入支払機（現金自動支払機を含む。）において、本口座の通帳を利用することにより、現金の預入れを行うことができます。
3. 当金庫窓口で本口座の通帳を利用することにより、現金の預入れを行うことはできませんが、払戻しを行うことはできません。当金庫窓口で払戻しを行う場合は、印章を届け出てください。

#### **第6条 口座の解約**

本口座を解約する場合は、当金庫窓口にて所定の払戻請求書に記名し、本口座のICキャッシュカード・通帳および当金庫所定のご本人を確認できる書類とともに提出してください。

#### **第7条 規定の変更等**

当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上

令和 3年 4月 1日制定